

## 5. 基本目標と施策の方向

### 第2次プラン

#### 基本目標1 女性の活躍と参画の推進

女性と男性ともに、あらゆる分野において生き生きと個性や能力を発揮し、政策・方針決定過程へ対等に参画することが、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。町内で女性の参画が進んでいない分野などにおいても女性の参画を促進し、あらゆる分野において女性が活躍できるように支援するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

施策の方向1 政策・方針決定における女性の参加促進

施策の方向2 職域と就業機会の拡大

施策の方向3 様々な分野での活躍の支援

施策の方向4 地域社会における男女共同参画社会の促進

#### 基本目標2 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）

固定的な性別役割分担意識は依然として存在しており、女性が出産等を機に退職する状況があります。女性が働き続けるために、働き方改革による企業の育児休業の取得などに対する理解や、家事分担など家庭における男性の参画を促進するとともに、子育て支援や介護等福祉サービスの充実などの社会環境の整備に取り組みます。

施策の方向5 男女に対する仕事と家庭の両立支援

施策の方向6 総合的な子育て支援の推進

施策の方向7 地域包括ケアシステムの推進

施策の方向8 障がい者の介護者への支援

#### 基本目標3 人権としての性の尊重

人権の尊重は、男女共同参画社会の実現の基本ですが、配偶者等に対する暴力やセクシャルハラスメントなどが依然としてみられ、男女共同参画社会の形成に向けての大きな課題となっています。

関係機関と連携を強化し、被害者の安全確保に努めます。また、男女の身体の違いを理解し合い、性差に応じた健康支援を行います。

施策の方向9 配偶者等からの暴力の根絶

施策の方向10 男女の性に対する理解、教育、啓発

施策の方向11 ライフステージに応じた健康づくり

#### 基本目標4 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発

町の男女共同参画施策を効率的・効果的に展開できるよう、庁内組織の推進体制において、長期的・短期的展望を確認しながら男女共同参画事業を推進し、男女共同参画行政の意義とその重要性を浸透させるために啓発します。

また、性別による偏りのない男女平等の社会づくりは、生涯を通じてすべてのライフステージで推進されなければなりません。学校・家庭や地域社会などのあらゆる場で、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

施策の方向12 プラン推進体制の整備と促進

施策の方向13 学校教育における男女平等と個性の尊重

施策の方向14 家庭教育における男女平等と個性の尊重

施策の方向15 生涯学習における男女共同参画に関する学習の場と機会の提供

### 第3次プラン

#### 基本目標1 女性の活躍と参画の推進

女性と男性ともに、あらゆる分野において生き生きと個性や能力を発揮し、政策・方針決定過程へ対等に参画することが、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。災害時における女性の視点の必要性など、女性の参画が進んでいない分野などにおいて参画を促進し、あらゆる分野において女性が活躍できるように支援するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

施策の方向1 政策・方針決定における女性の参加促進

施策の方向2 職域と就業機会の拡大

施策の方向3 様々な分野での活躍の支援

施策の方向4 地域社会における男女共同参画社会の促進

#### 基本目標2 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）

固定的な性別役割分担意識は依然として存在しており、女性が出産等を機に退職する状況があります。女性が働き続けるために、働き方改革による企業の育児休業の取得などに対する理解や、家事分担など家庭における男性の参画を促進するとともに、子育て支援や介護等福祉サービスの充実などの社会環境の整備に取り組みます。

施策の方向5 職業生活における活躍支援

施策の方向6 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造

施策の方向7 総合的な子育て支援の推進

施策の方向8 地域包括ケアシステムの推進

施策の方向9 障がい者の介護者への支援

#### 基本目標3 人権としての性の尊重

人権の尊重は、男女共同参画社会の実現の基本ですが、配偶者等に対する暴力やセクシャルハラスメントなどが依然としてみられ、男女共同参画社会の形成に向けての大きな課題となっています。関係機関と連携を強化し、被害者の安全確保に努めます。

性的マイノリティ（LGBTs）は、近年社会的に認知されつつありますが、周囲の人の無理解や偏見から困難を抱えることがあります。性の多様性を認め合うことで、誰もが「自分らしく」生きられる社会の実現に取り組みます。

また、男女の身体の違いを理解し合い、性差に応じた健康支援を行います。

施策の方向10 あらゆる暴力の根絶

施策の方向11 様々な性に対する理解、教育、啓発

施策の方向12 ライフステージに応じた健康づくり

#### 基本目標4 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発

町の男女共同参画施策を効率的・効果的に展開できるよう、庁内組織の推進体制において、長期的・短期的展望を確認しながら男女共同参画事業を推進し、男女共同参画行政の意義とその重要性を浸透させるために啓発します。

また、性別による偏りのない男女平等の社会づくりは、生涯を通じてすべてのライフステージで推進されなければなりません。学校・家庭や地域社会などのあらゆる場で、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

施策の方向13 プラン推進体制の整備と促進

施策の方向14 学校教育における男女平等と個性の尊重

施策の方向15 家庭教育における男女平等と個性の尊重

施策の方向16 生涯学習における男女共同参画に関する学習の場と機会の提供

【基本的な考え方】

【基本目標】

【施策の方向】

【実施事業】 ※現在調整中

男女共同参画社会の実現

- ①性別にとられない、自らの個性と能力が発揮できる社会
- ②男女がともに自立し、健やかに生活し、多様な生き方を選択できる社会
- ③人権としての女性の権利を保障し、男女が互いの性を理解・尊重する社会
- ④町民ネットワークを支援し、連携を図り、男女共同参画行政を推進する社会

基本目標 1  
女性の活躍と参画の推進

基本目標 2  
仕事と生活の調和  
(ワークライフバランス)

基本目標 3  
人権としての性の尊重

基本目標 4  
男女共同参画社会  
づくりに向けた意識啓発

①政策・方針決定における女性の参画促進

②職域と就業機会の拡大

③様々な分野での活躍の支援

④地域社会における男女共同参画社会の  
促進

⑤職業生活における活躍支援

⑥働き方改革の推進と新たなワーク  
スタイルの創造

⑦総合的な子育て支援の推進

⑧地域包括ケアシステムの推進

⑨障がい者の介護者への支援

⑩あらゆる暴力の根絶

⑪様々な性に対する理解、教育・啓発

⑫ライフステージに応じた健康づくり

⑬プラン推進体制の整備と促進

⑭学校教育における男女平等と個性の尊重

⑮家庭教育における男女平等と個性の尊重

⑯生涯学習における男女平等参画に関する  
学習の場と機会の提供

①町審議会等、方針決定の場への女性参画促進

②企業・団体等への女性登用の働きかけ  
④男女平等をもとにした教職員の採用と登用促進

③女性職員の採用と登用等活躍できる職場づくりの促進

⑤女性の職業能力開発と訓練機会の提供  
⑦女性の活躍推進のための機会提供

⑥女性の起業支援

⑧男女双方の視点に十分配慮した避難所における生活環境の確保  
⑩地域活動団体の役員への女性登用の促進

⑨災害時における女性ボランティアの活動推進  
⑪ボランティア活動人材育成のための機会提供

⑫就業相談窓口の整備と広報

⑬育児・介護休業制度の周知

⑭ともに子育てをするための育児支援

⑮保育・教育環境基盤の確保  
⑰多胎児世帯に対する負担軽減の実施  
⑱放課後児童対策の充実  
⑲三世代による子育て支援の推進

⑯多様な保育・教育サービスの充実  
⑱子育て家庭支援の充実  
⑲朝の子どもの居場所づくりの推進  
⑲ひとり親家庭等への総合的支援

⑳地域での見守り体制の充実

㉑分かりやすい情報の提供と相談体制の充実

㉒自立に向けた雇用・就労支援の促進

㉓福祉サービスの充実

㉔DV防止に向けた意識啓発  
㉕子どもへの支援

㉖DV等に関する相談や関係機関との連携  
㉗児童虐待の予防

㉘男女共同参画の視点に立った性に関する教育と啓発

㉙様々な家族の在り方への理解

㉚リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及  
㉛女性のこころの健康相談窓口の整備

㉜生涯を通じた女性の健康増進

㉝男女共同参画行政推進会議の設置  
㉞男女共同参画に関する町職員研修

㉟関係機関との連携

㊱学習・指導・カリキュラムの充実

㊲性に関する教育・啓発

㊳男女共同参画の視点に立った家庭教育講座の開設

㊴男女共同参画講演会の開催  
㊵就業意識の育成と生涯を通じた就業支援の充実

㊶男女共同参画に関する生涯学習講座の開設

【お問合せ先】

大磯町 町民福祉部 町民課 町民協働係 ☎0463-61-4100 (内線 236)